

(1)

2013.9.20.

大一の図書館

No.162

発行

おーい図書館

代表

青木 和子

松本市牧原104-416

TEL
047-311-0886



図書館友の会全国連絡会

第七回総会

報告 青木和子

「図書館とは、資料と利用者をむすびつける場である。」

以前は紙媒体だったが現在はNDL・OPACなどに記録された「図録」

が「資料の身代わり」になり、検索することによって資料と利用者をむすびつけてくれる。そ

の図録の内容が「書誌」であり、タイトル・著者・出版社・刊行年・分類など、それぞれの資料

の情報が記録されている。

①『国立国会図書館における全国

書誌提供サービス』：講師は大柴忠彦さん（国立国会図書館収集書誌部収集書誌調査課）

「書誌」とある題目・人物に関する書物・文献の目録

（注）書誌

よって全国から網羅的に集められた資料の記録を作成し、その情報を広く国内外に提供している。

紹介後データは3~4日で開かれてから、蔵書館は削除してしまう。

図書館の中でツクヤが本を売CDやDVDを売り、飲み物を飲みながら本を読めるという触れ込みでセブンイレブン店・スタバ・ツクヤスに入り、本を貸してモードにする書物・文献の目録

大柴さんは「資料が分類されて並んでない」ということは、現実として存在しないことに等しいと分類システムと書誌図録の重要性を述べられました。

②『武雄市図書館をもつと知る学習会』：講師は井上一夫さん（武雄市図書館・歴史資料館を学習する市民の会「代表世話人」）

佐賀県武雄市は図書館に指定管理者制度を導入し、ツタヤの運営となつた。

かつて武雄市は長崎と共に先進的な蘭学の町であり、それを記念した蘭学館が図書館に並設されていた。しかし、図書館がツタヤの

運営となつてからは、蘭学館は削除されてしまった。

ホイントが付く。

このようふやつ方は図書館のあり方としてどうなのかと、世間の論議を引き起こしてしまふ。

井上さんは、唐突ともいえる武雄市のやう方に疑問を抱き、市民の学習会を立ち上げて市に働きかけるなど、この問題に熱心に取り組んでおられます。

井上さんの報告は、「図書館とは?」とさう根源的な問題を、改めて私達に突きつけるものでもあります。翌28日には、総務大臣宛に「地方自治体を支える公立図書館の振興策第を求める要望書」と、文部科学大臣宛に「公立図書館の振興を求める要望書」を提出し、担当者と懇談。衆参両院の議員会館に文教関係議員の事務所を訪ねて、要望書を手渡しました。(書類は不送)

※要望書の内容とおなじですが、青木さんも「要望書」を提出しました。

図書館開設と併記解説(2012年)
「町の総合文化施設」をめぐる
議論――
第15回
千葉県内図書館関係
市民団体連絡会

青木初子
報告

スケジュールと並行して、時流に乗り、未託まで言へ出した所もある。

武雄市図書館は上手な宣伝によって全国的に注目されるように至り、ある意味で市民が求めている空間を極端にテーマパークといえる。しかし、ある面では武雄に学ぶ部分もあるのではないか。

図書館を巡る問題とインターネットの普及とが同時にやって来て、しかし、玉石混交のインターネットとお金をかけて専門家が作ったデータベースは全く違う。図書館で確かた情報を得るためにには、データベースを使いこなせるような前半は、各地の公立図書館の運営問題について、常任顧問(立命館大学教授)の川井さん(立命館大学教授)の講演を行いました。

後半は、各地からの報告でした。次回は、2014年1月末に松戸で開催の予定です。

地方自治法の大修改定で、市町村立市町村長の権限が強まりました。前段・議員が公務員ハッシュ

わたくし としょかんせんげん
私たちの図書館宣言

としょかん じんるい えいち ほうこ やす こうりゅう ば じょうほうはっしん ば
 図書館は人類の叡智の宝庫です。安らぎと交流の場として、情報発信の場として、

わたくし じりつ ちいきしゃかい はってん しせつ
 私たちの自立と地域社会の発展になくてはならない施設です。

わたくし としょかん すがた かか
 私たちは、ここに図書館のあるべき姿を掲げます。

し じゅう まな けんり ほしょう としょかん
一 知る自由と学ぶ権利を保障する図書館

だれ みぢか むりょう りょう としょかん
二 いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館

しりょう じょうほう ほうふ しゅうしゅう せいり ほそん ていきょう としょかん
三 資料・情報が豊富に収集・整理・保存・提供されている図書館

しょくせいど かくりつ けいけん つ かんちょう しょいん としょかん
四 司書職制度が確立され、経験を積んだ館長と職員がいる図書館

りょうしゅ まも としょかん
五 利用者のプライバシーを守る図書館

じょうほうこうかい みんな もと としょかんきょうぎ かい きのう としょかん
六 情報公開と民意に基づく図書館協議会が機能する図書館

きょういくいいんかい せきにん せつち ちょくせつ かんりうんえい としょかん
七 教育委員会の責任で設置し、直接、管理運営される図書館

わたくし じつけん としょかん ささ まも ひとて
 私たちは、この実現のために、図書館を支え、守り、すべての人と手をつなぎ、

としょかん せいちよう せんげん
図書館とともに成長することを宣言します。

としょかんとも かいぜんこくれんらくかい
図書館友の会全国連絡会

「私たちの図書館宣言」解説 2011年5月23日採択

一 知る自由と学ぶ権利を保障する図書館

私たちは、図書館のさまざまな資料・情報から、読書の喜びを得ると共に、自ら調べ、考え、判断して課題を解決します。図書館の資料収集を制約したり、検閲したり、収集した資料を書架から撤去、廃棄することは、利用者の判断の幅をせばめます。どんな事実や表現も、制限されることなく図書館に蓄積されていくことで、後世の人々も、知る自由と学ぶ権利を保障されます。

二 いつでも、どこでも、誰でも、身近に無料で利用できる図書館

図書館は、赤ちゃんからお年寄りまで、図書館に足を運べない人も、通常の資料では利用できない人も、外国人も、誰もがいつでも利用できる「本と情報のある広場」です。身近な図書館を「無料」で利用できることが、教育・情報格差をなくし、住みよいまちづくりを応援します。

三 資料・情報が豊富に収集・整理・保存・提供されている図書館

資料・情報は幅広く豊富なほど役に立ちます。図書館には、世界を知る資料から地域や生活の最新情報まで、古今東西の歴史が、体系的に分類・整理・保存されていることが大切です。図書館は、私たち一人一人の読書の喜びのため、課題解決のためなど、さまざまな要望に応じて、より効果的・効率的に資料や情報を提供してくれるところです。

四 司書職制度が確立され、経験を積んだ館長と職員がいる図書館

潤沢な資料と情報があったとしても、必要な人に、必要とする時に手渡すことができなければ意味がありません。社会が複雑化し情報過多であればあるほど、収集・整理・保存・提供には専門知識と経験が必要です。職務倫理を備え、実務経験を積み重ねた職員、館長のいる司書職制度が確立した図書館が公共サービスを支え、質を高めます。

五 利用者のプライバシーを守る図書館

私たちがいつ何を読み、どう利用したかはプライバシーの問題であり、図書館は、業務上知り得た秘密を外部に漏らさないという責務を負います。利用者の個人情報はもちろん、どのような種類の資料・情報もプライバシーを侵害されることなく安心して入手、利用できる図書館が、個人の尊厳に配慮した成熟社会へ導いてくれます。

六 情報公開と民意に基づく図書館協議会が機能する図書館

図書館協議会は、よりよい図書館運営のために、利用者の代表が館長の諮問に応じるとともに、館長に意見を述べる大切な機関です。協議会が効果的に機能するためには、正確で公正な情報公開がなくてはなりません。市民の意思を十分反映できるように、開かれた図書館協議会を設置することが重要です。

七 教育委員会の責任で設置し、直接、管理運営される図書館

「図書館」は、法令上「教育機関」です。生涯学習の拠点である図書館は、さまざまな介入や干渉に左右されではありません。首長部局から独立した教育委員会において、公の責任のもと、直接、管理運営することで、中立性と公平性、専門性も継続され、市民の声が届きやすくなります。